



info
20

「農業用施設」「森林作業道」

施設整備のための原材料と重機など機械の借り上げへの助成

市内の農業施設や森林作業道の機能向上を図るため、所有者や受益者が実施する事業で、碎石・生コン・コンクリート製品などの材料や重機の借り上げなどを必要とする場合、その費用の一部を市が助成します。

■申請方法

作業予定箇所の位置図（写真でも可）を持参し、農林課で手続きしてください。

■審査

新規箇所については現地調査を行い、申請内容を審査して助成の可否を決定します。

※申請期間は予算の状況により、早期終了または延長する場合があります。

※助成額は、農林課で調査した基準価格以内で算出します。

	農業用施設	森林作業道施設
対象施設	①かんがい排水施設 ②農業用道路 ③農地または農作物の災害を防止するため必要な施設	①国県または市の事業で整備された恒久的な森林作業道 ②幅員 2.5 m以上の維持管理されている軽車道
要件	受益面積が 50 アール以上 ※県営ほ場整備された農地と土地改良区管轄地は対象外です	年度内に 0.1 ヘクタール以上の施業計画があり、作業道の整備を実施しなければ、施業ができないか、土砂流出などによる二次被害のおそれがあること
対象	受益者が 3 人以上いる団体	森林所有者および森林を管理する団体
助成額	事業に要した費用（消費税込）の 2 分の 1 以内の額で	
	原材料 上限 20 万円	原材料 上限 10 万円
	重機など機械借り上げ 上限 10 万円	重機など機械借り上げ 上限 5 万円
申請期間	4 月 7 日(月)～6 月 30 日(月)の平日	4 月 7 日(月)～9 月 30 日(火)の平日
問合せ	農林課農地整備班 (☎ 78-1172)	農林課林務班 (☎ 55-8569)

info
22

春の全国交通安全運動 (4月6日～15日)

4月10日は「交通事故死ゼロ」を目指す日です

運動期間中は次のことに気を付け、交通事故の防止に地域ぐるみで取り組みましょう。

- ▷子どもや高齢者を交通事故から守りましょう。
- ▷横断歩道は歩行者優先です。[思いやり・ゆずり合い]の気持ちをもって交通ルールを守りましょう。
- ▷歩行者が道路を横断する際は、横断歩道を渡りましょう。自動車の運転手に対し、横断する意思を示すようにしましょう。
- ▷自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。
- ▷自動車の運転中は全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。
- ▷お酒を飲んだら自動車だけではなく、自転車も絶対に運転しないようにしましょう。

“急がずに マナーとゆとりで 交通安全”
～秋田の道路は 歩行者ファースト～

問 環境共生課市民生活窓口班 (☎ 73-2115)

info
21

軽自動車税種別割の 減免について

軽自動車税種別割は、4月1日現在で、原動機付自転車・軽自動車などを所有している方に課税され、今年度の納税通知書は5月1日(木)に発送予定です。

身体に障がいがあり、歩行が困難な方が所有する車両などは、一定の条件によって減免されます。

■減免申請手続きに必要なもの

- ①納税通知書
 - ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳など
 - ③実際に運転する方の運転免許証
- ※令和 6 年度に減免承認された方へは、減免申請書を納税通知書に同封します。

■申請期限 5 月 26 日(月)

■申請場所 税務課または各総合支所の窓口

※減免の対象となる車両は 1 台のみです。自動車税種別割(県税)と軽自動車税種別割(市税)両方の減免を受けることはできません。

問 税務課市民税班 (☎ 55-8094)